

## 台風第7号による防災情報(第2報・終報)

新庄河川事務所では、8月17日9時00分、災害対策支部(注意体制:砂防)を設置し、警戒にあたっておりましたが、管内の砂防施設等の点検の結果、異状が認められないこと、また、今後まとまった降雨が予想されないことから、8月18日8時40分に災害対策支部(注意体制・砂防)を解除しました。

### 1. 新庄河川事務所の体制

8月17日(水)9時00分 災害対策支部(注意体制・砂防)設置

8月18日(木)8時40分 災害対策支部(注意体制・砂防)を解除

#### ※災害対策支部(砂防)設置基準

注意体制:連続雨量80mmに達し土砂災害の恐れがある場合

警戒体制:連続雨量120mmに達し土砂災害の恐れがある場合

時間雨量40mmに達し土砂災害の恐れがある場合

#### 問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 新庄河川事務所

山形県新庄市小田島町5-55

TEL:0233-22-0262 (調査課直通)

副所長(砂防) しぎはら よしたか 鳴原 吉隆 (内線205)

調査課長 くぼた としかず 窪田 敏一 (内線351)